三 一及び二に掲げる航空機以外の航空機	五　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	現状についての検査実施前
	六　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	
次条第三項に規定する航空機	一　第二十六条の十三第六項若しくは第十四項の規定により交付がされた装備品等修理改造設計承認書の写し、第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し、次条第三項第二号に規定する承認その他の行為がされたことを証明する書類又は同項第三号に規定する確認がされた旨を証する書類	設計の初期
	二　設計計画書（次条第三項の装備品等に係る部分を除く。）	
	三　設計書（次条第三項の装備品等に係る部分を除く。）	作業着手前
	四　図面目録（次条第三項の装備品等に係る部分を除く。）	
	五　設計図面（次条第三項の装備品等に係る部分を除く。）	
	六　部品表（次条第三項の装備品等に係る部分を除く。）	
	七　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	
	八　飛行規程（変更に係る部分に限る。）	現状についての検査実施前
	九　整備手順書（変更に係る部分に限る。）	
	十　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	
	十一　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	

第二十六条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条第一項又は法第十三条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機については、修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係るものに限る。）又は過程について検査の一部を行わないことができる。

3　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする装備品等を用いて修理又は改造をする航空機については、修理又は改造の計画（装備品等の修理又は改造のための設計に係るものに限る。）又は過程について検査の一部を行わないことができる。

一　装備品等の修理又は改造のための設計の一部の変更（以下「装備品等修理改造設計」という。）であつて国土交通大臣の承認を受けた設計

二　耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた装備品等の修理又は改造のための設計

三　装備品等の設計及び設計後の検査の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が設計し、かつ、耐空性について確認した装備品等の修理又は改造のための設計

	五　航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	現状についての検査実施前
	六　前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	

第二十六条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、法第十三条第一項、法第十三条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機については、修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係るものに限る。）又は過程について検査の一部を行わないことができる。

（新設）